

○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取	(住都・建築指導課) (第703号)	31
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第8号)	33
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第28号)	35
交 通 局 管 理 規 程		
○ I Cカード乗車券取扱規程の一部改正	(第19号)	36
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	37
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	39

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第91号）

1 内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第42号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名 称	位 置	施 行 期 日
供用開始	名古屋市川中コミュニティセンター	名古屋市北区福德町 4丁目37番地の8	平成30年12月15日

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年12月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第91号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部
の施行期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第42号）中別表の改正規定のうち名古屋市大杉コミュニティセンターの項を改める部分の施行期日は、平成30年12月15日とする。

名古屋市告示第 690号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人生寿会覚 王山内科・在宅ク リニック	名古屋市千種区覚王山通 9丁目19 番地の 8	平成30年10月 1日
森内科クリニック	名古屋市中区富士見町15番18号	平成30年10月 1日
よこやま I B D ク リニック	名古屋市中区金山一丁目14番 9号	平成30年10月 1日
あつた白鳥クリニ ック	名古屋市熱田区白鳥三丁目10番19 号	平成30年11月 1日
千音寺こどもクリ ニック	名古屋市中川区富田町大字千音寺 字土坪3770番地、3771番地の一部	平成30年11月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
東山歯科	名古屋市千種区豊年町20番11号	平成30年 8月 1日
おおのぎこどもファミリー歯科	名古屋市西区大野木一丁目 238番地	平成30年10月 1日
医療法人みやかわデンタルクリニック	名古屋市中村区名駅四丁目 5番28号	平成29年11月 1日
たきこ歯科医院	名古屋市昭和区滝子通 3丁目26番地の 1	平成30年10月 1日
田中歯科医院	名古屋市港区善南町38番地	平成30年 8月 9日
マリンは一と歯科	名古屋市港区港明二丁目 3番 2号	平成30年10月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
クオール薬局自由ヶ丘店	名古屋市千種区鹿子殿 2番 1号	平成30年10月 1日
クオール薬局志賀店	名古屋市北区中丸町 2丁目 2番地	平成30年10月 1日
クオール薬局庄内通店	名古屋市西区江向町 6丁目36番地の 3	平成30年10月 1日
なごみ薬局小田井店	名古屋市西区貴生町 236番地の 1	平成30年10月 1日
なごみ薬局浄心店	名古屋市西区城西四丁目11番29号	平成30年10月 1日

クオール薬局ビックカメラ名古屋駅西店	名古屋市中村区椿町 6番 9号	平成30年10月 1日
クオール薬局名駅店	名古屋市中村区名駅二丁目45番10号	平成30年10月 1日
グリーンファーマシー富士見店	名古屋市中区富士見町15番17号	平成30年10月 1日
パークファーマシー栄	名古屋市中区栄三丁目 4番 5号	平成30年11月 1日
ローソンクオール薬局鶴舞駅西店	名古屋市中区千代田二丁目16番10号	平成30年10月 1日
なごみ薬局神宮前店	名古屋市熱田区三本松町17番 5号	平成30年10月 1日
スギ薬局八熊店	名古屋市中川区柳川町 2番17号	平成30年10月 1日
レモン薬局	名古屋市中川区富田町大字千音寺字土坪3771番地	平成30年11月 1日
ユタカ薬局南陽	名古屋市港区東茶屋一丁目 642番地	平成28年 4月 1日
クオール薬局笠寺店	名古屋市南区前浜通 6丁目49番地	平成30年10月 1日
クオール薬局大同店	名古屋市南区白水町 8番地の 5	平成30年10月 1日

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ハピナス訪問看護ステーション	名古屋市瑞穂区玉水町 2丁目50番地	平成30年10月 1日

訪問看護ステーションあかり	名古屋市南区薬師通 2丁目28番地の 2	平成30年10月 1日
明日葉訪問看護ステーション癒しの杜	名古屋市名東区梅森坂西二丁目 847番地の 5	平成30年10月 1日
訪問看護ステーションヤシの実	名古屋市天白区焼山二丁目 419番地	平成30年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 691号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
やながわクリニック	名古屋市北区大野町 3丁目16番地	平成30年10月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
青山ファミリー歯科	名古屋市北区金城町 2丁目38番地の 1	平成30年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 692号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当
する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
徳川皮フ科内科ク リニック	名古屋市東区山口町15番 8号	平成30年10月15日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
すみれ処方せん調 剤薬局	名古屋市東区山口町12番15号	平成30年10月15日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 693号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	藤田保健衛生大学坂文種報徳會病院
	新	藤田医科大学ばんだね病院
所 在 地	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 6番10号	
変 更 年 月 日	平成30年10月10日	

医 療 機 関 名	旧	ききょう医院
	新	あきおファミリークリニック
所 在 地	名古屋市守山区大字上志段味字大塚1216番地の 2	
変 更 年 月 日	平成28年10月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 694号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
大曾根こどもクリニック	名古屋市東区大曾根一丁目 3番 21号	平成30年10月 3日
やながわクリニック	名古屋市北区大野町 3丁目16番 地	平成30年10月 1日
森内科クリニック	名古屋市中区富士見町15番18号	平成30年10月 1日
よこやま I B D クリニッ ク	名古屋市中区金山一丁目14番 9 号	平成30年10月 1日

近藤胃腸科外科	名古屋市瑞穂区本願寺町 1丁目 67番地	平成30年 9月25日
---------	-------------------------	-------------

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
東山歯科医院	名古屋市千種区豊年町20番11号	平成30年 8月 1日
佐々木歯科	名古屋市北区上飯田通 1丁目11 番地	平成30年 9月20日
加藤歯科医院	名古屋市西区又穂町 3丁目28番 地	平成30年11月 1日
みやかわデンタルクニッ ク	名古屋市中村区名駅四丁目 5番 28号	平成29年11月 1日
熊澤歯科医院	名古屋市港区七番町 4丁目 7番 地	平成30年 9月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
クオール薬局自由ヶ丘店	名古屋市千種区鹿子殿 2番 1号	平成30年10月 1日
クオール薬局志賀店	名古屋市北区中丸町 2丁目 2番 地	平成30年10月 1日
オガワ薬局	名古屋市西区八筋町 248番地	平成30年 9月30日

なごみ薬局浄心店	名古屋市西区城西四丁目11番29号	平成30年10月 1日
なごみ薬局小田井店	名古屋市西区貴生町 236番地の 1	平成30年10月 1日
クオール薬局庄内通店	名古屋市西区江向町 6丁目36番地の 3	平成30年10月 1日
クオール薬局ビックカメラ名古屋駅西店	名古屋市中村区椿町 6番 9号	平成30年10月 1日
クオール薬局名駅店	名古屋市中村区名駅二丁目45番10号	平成30年10月 1日
中日調剤薬局スカイル店	名古屋市中区栄三丁目 4番 5号	平成30年 9月30日
ローソンクオール薬局鶴舞駅西店	名古屋市中区千代田二丁目16番10号	平成30年10月 1日
なごみ薬局神宮前店	名古屋市熱田区三本松町17番 5号	平成30年10月 1日
アンドウ薬局	名古屋市港区入場一丁目3009番地	平成30年 9月22日
クオール薬局大同店	名古屋市南区白水町 8番地の 5	平成30年10月 1日
クオール薬局笠寺店	名古屋市南区前浜通 6丁目49番地	平成30年10月 1日
くるみ薬局	名古屋市名東区石が根町87番地の 2	平成30年10月 6日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションヤシの実	名古屋市天白区焼山二丁目 419 番地	平成30年 3月31日
明日葉訪問看護ステーション天白	名古屋市天白区平針二丁目1111 番地	平成30年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 695号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	神戸神奈川アイクリニック名古屋院
	新	名古屋おぐり眼科
所 在 地	名古屋市中区錦三丁目16番27号	
変 更 年 月 日	平成30年10月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 696号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
田中歯科医院	名古屋市港区善南町38番地	平成30年 8月 9日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 697号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
平安治療院	名古屋市中区正木四丁目10番15号	平成30年10月16日
久保 淳司		
出張専門	名古屋市港区南十一番町 1丁目 1 番地の59	平成30年10月 1日
相澤 優		
天意	名古屋市名東区猪高台一丁目 913 番地	平成30年10月 1日
山田 弘美		

さくらリバーズ治療 院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番 地の 1	平成30年10月 1日
小川 具哉		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
安井鍼灸院	名古屋市中川区春田三丁目 150番 地	平成30年 9月 1日
奥村 晃平		
平安治療院	名古屋市中区正木四丁目10番15号	平成30年10月16日
久保 淳司		
出張専門	名古屋市名東区社台二丁目39番地	平成30年 9月12日
松田 祐作		
天意	名古屋市名東区猪高台一丁目 913 番地	平成30年10月 1日
山田 弘美		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 698号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定施
術機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
野々部接骨院	名古屋市千種区今池三丁目23番18号	平成30年10月10日
野々部 憲三		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 699号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
杉の子接骨院	愛知県清須市助七一丁目 187番地	平成30年 9月30日
川合 秀憲		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 700号

家賃算定に関わる利便性係数について

平成30年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 2項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
山田東荘	南 2棟	101号	0.9220	0.9430	1.0000	103,300円
		102号	0.9220	0.7984	1.0000	87,200円
		103号、203号、303号、403号、503号、603号、703号、803号、903号及び1003号	0.9220	0.6676	1.0000	72,500円
		104号、105号、108号、	0.9220	0.7984	1.0000	86,800円

		202号、 204号、 205号、 208号、 302号、 304号、 305号、 308号、 402号、 404号、 405号、 408号、 502号、 504号、 505号、 508号、 602号、 604号、 605号、 608号、 702号、 704号、 705号、 708号、 802号、 804号、 805号、 808号、 902号、 904号、 905号、 908号、 1002号、 1004号、 1005号及び1008号				
		106号、 107号、 201号、 206号、 207号、 301号、 306号、 307号、 401号、	0.9220	0.9507	1.0000	103,200円

		406号、 407号、 501号、 506号、 507号、 601号、 606号、 607号、 701号、 706号、 707号、 801号、 806号、 807号、 901号、 906号、 907号、 1001号、 1006号及び1007号				
戸田荘	西 5棟	101号	0.8879	0.8107	1.0000	93,600円
		102号、 106号、 107号、 202号、 206号、 207号、 302号、 306号、 307号、 402号、 406号、 407号、 502号、 506号、 507号、 602号、 606号、 607号、 702号、 706号、 707号、 802号、 806	0.8879	0.9507	1.0000	107,900円

		号、 807号、 902号、 906 号、 907号、 1002号、1006号 及び1007号				
		103号、 104 号、 201号、 203号、 204 号、 301号、 303号、 304 号、 401号、 403号、 404 号、 501号、 503号、 504 号、 601号、 603号、 604 号、 701号、 703号、 704 号、 801号、 803号、 804 号、 901号、 903号、 904 号、1001号、 1003号及び1004 号	0.8879	0.7984	1.0000	90,600円
		105号、 205 号、 305号、 405号、 505 号、 605号、 705号、 805	0.8879	0.6676	1.0000	75,800円

	号、 905号及び 1005号				
	108号、 208 号、 308号、 408号、 508 号、 608号、 708号、 808 号、 908号及び 1008号	0.8879	1.1892	1.0000	134,800円
西 6棟	101号	0.8879	0.9430	1.0000	110,800円
	102号、 105 号、 106号、 201号、 202 号、 205号、 206号、 301 号、 302号、 305号、 306 号、 401号、 402号、 405 号、 406号、 501号、 502 号、 505号、 506号、 601 号、 602号、 605号、 606 号、 701号、 702号、 705 号、 706号、 801号、 802 号、 805号、	0.8879	0.9507	1.0000	109,900円

	806号、 901号、 902号、 905号、 906号、 1001号、 1002号、 1005号及び1006号				
	103号、 104号、 203号、 204号、 207号、 303号、 304号、 307号、 403号、 404号、 407号、 503号、 504号、 507号、 603号、 604号、 607号、 703号、 704号、 707号、 803号、 804号、 807号、 903号、 904号、 907号、 1003号、 1004号及び1007号	0.8879	0.7984	1.0000	92,400円
	107号	0.8879	0.8107	1.0000	95,400円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 701 号

名古屋市幸心南土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成30年12月 3 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市幸心南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区幸心一丁目 261 番地
- 3 設立認可の年月日
平成26年 1 月15日
- 4 変更認可の年月日
平成30年12月 3 日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 702 号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第16項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成30年12月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市名東区勢子坊二丁目 402 番地

株式会社ホンダ販売名東 代表取締役 木村 文夫

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市緑区乗鞍二丁目1402番、1403番、1404番 1、1404番 3、1405番
1、1405番 3 及び1406番 1

2,106.34平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工 事 種 別	用途変更
---------	------

主 要 用 途	店舗
---------	----

構 造	鉄骨造
-----	-----

建 築 面 積	985.52平方メートル
---------	--------------

延 べ 面 積	125.15平方メートル
---------	--------------

(全体 1,072.04平方メートル)

最高の高さ	8.3 メートル
-------	----------

2 意見の聴取の事項

準住居地域内における作業場の床面積の合計が 150 平方メートルを超える
自動車修理工場への用途変更について

3 日時

平成30年12月19日（水） 午前11時30分

4 場所

名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地

緑区役所徳重支所 第 1 会議室及び第 2 会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 703 号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第16項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成30年12月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

静岡県浜松市南区高塚町 300

スズキ株式会社 代表取締役社長 鈴木 俊宏

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市緑区平手北一丁目1002番、1003番、1003番 1、1004番 2、1005番 2、1010番、1010番 1、1011番、1011番 1

1,899.41平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工 事 種 別 新築

主 要 用 途 店舗

構 造 鉄骨造

建 築 面 積 966.24平方メートル

延 べ 面 積 1,052.55平方メートル

最高の高さ 9.158 メートル

2 意見の聴取の事項

準住居地域内における作業場の床面積の合計が 150 平方メートルを超える

自動車修理工場の新築について

3 日時

平成30年12月19日（水） 午後 2 時00分

4 場所

名古屋市緑区元徳重一丁目 401 番地

緑区役所徳重支所 第 1 会議室及び第 2 会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市選挙管理委員会告示第8号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成30年12月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,552 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,697 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,473 人	熱 田 区	18,206 人
東 区	21,317 人	中 川 区	60,319 人
北 区	45,601 人	港 区	39,048 人
西 区	40,757 人	南 区	38,021 人
中 村 区	37,685 人	守 山 区	46,874 人
中 区	23,172 人	緑 区	66,119 人
昭 和 区	28,265 人	名 東 区	43,779 人
瑞 穂 区	29,781 人	天 白 区	43,447 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

312,930 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第28号

教育委員会定例会の開催について

平成30年12月12日午後 2時30分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年12月 5日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

請願審査について

平成30年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について

教職員の懲戒処分について

名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

名古屋市美術館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局管理規程第 19 号

ＩＣカード乗車券取扱規程（平成 23 年名古屋市交通局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 12 月 7 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第 12 条中第 3 項を第 4 項とし、同条に第 3 項として次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、一部の ＩＣカード乗車券を処理する機器でチャージする場合においては、10 円単位でチャージすることができる。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年12月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
シャトル 136	14台	—	136台	—
セイジョウビル駐車場	10台	24台	64台	変更なし
その他駐車場	871台	変更なし	4,995台	変更なし
計	895台	変更なし	5,195台	5,059台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
シャトル 136	午前 8時00分から 午前 2時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
シャトル 136	1箇所	—
その他駐車場	36箇所	変更なし
計	37箇所	36箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年12月 1日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う契約駐車場の見直しのため

5 届出の日

平成30年11月15日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年12月 3日から平成31年 4月 3日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 4月 3日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テラッセ納屋橋

名古屋市中区栄一丁目 201番 ほか14筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
商業B棟建物内駐車場①	100台	変更なし	100台	変更なし
住宅棟建物内駐車場②	20台	—	45台	—
南側平面駐車場②	—	20台	—	123台
計	120台	変更なし	145台	223台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
商業B棟建物内駐車場①	午前 0時00分から 午後12時00分まで	変更なし
住宅棟建物内駐車場②	午前 8時30分から 午前 0時30分まで	—
南側平面駐車場②	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	2箇所	変更なし

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年12月 5日

4 変更しようとする理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

平成30年11月 8日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中村区役所情報コーナー
及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年12月 4日から平成31年 4月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 4月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課